

「あいち農業イノベーションプロジェクト推進調査業務」委託仕様書

1 業務名

あいち農業イノベーションプロジェクト推進調査業務

2 業務目的

現在の農業分野においては、担い手減少や高齢化、環境負荷低減といった従来からの課題に加え、気候変動、カーボンニュートラル、コロナ禍に対応するサプライチェーンといった、新たに対応すべき課題が顕在化している。こうした課題に迅速に対応していくためには、新たなイノベーション創出が必要である。

そこで、愛知県農業総合試験場や大学が有する技術、フィールド、ノウハウとスタートアップ企業等の新しいアイデアや技術を活用した共同研究体制の強化を図り、新しい農業イノベーション創出を目指すために必要な調査を行う。

3 業務期間

契約日から 2022 年 3 月 18 日（金）まで

4 業務内容

(1) 共同研究テーマに関する調査

様々な現場ニーズを調査・分析し、国や県の施策目標等を踏まえ、産学官連携による本県農業の課題解決を目指すテーマについて調査する。

① 本県農業におけるニーズ調査

ニーズ調査にあたっては、農業総合試験場が実施している調査等を参考にするとともに、県内の市町村、農業団体、生産者等へのヒアリング等による現地調査を行うなど、具体的なニーズを把握すること。

② 共同研究テーマの設定

県内農業におけるニーズ調査の整理・分析を行い、解決を目指すべき具体的なニーズを抽出する。抽出したニーズについての想定される解決策や出口戦略等を整理し、設定する共同研究テーマについての検討を行うこと。

共同研究テーマの検討にあたっては、以下の計画等の方向性や施策目標との整合を図ること。

- ・みどりの食料システム戦略（農林水産省：2021 年 5 月）
- ・あいちビジョン 2030（愛知県：2020 年 11 月）
- ・食と緑の基本計画 2025（愛知県：2020 年 12 月）
- ・愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2025（愛知県：2020 年 12 月）

(2) スタートアップ企業等のシーズ調査

新しい技術やアイデアを持つスタートアップ企業等のシーズの掘り起こしとリストアップを行い、(1) で抽出したニーズに対応した研究開発の具体案を検討する。

① スタートアップ企業等のリストアップ

農業分野の課題解決に資する技術等を有するスタートアップ企業等を調査

し、リストアップすること。

② スタートアップ企業等へのヒアリング

リストアップした企業のうち、(1)で整理する課題解決につながるシーズを有すると考えられるスタートアップ企業等に対して、ヒアリングを行うなど、今後のマッチングを想定した詳細の調査を行うこと。

③ 共同研究開発の具体案の検討

想定される共同研究開発の取組内容とスタートアップ企業等とのマッチングの可能性についてとりまとめること。

(3) 共同研究を効率的に進めるために必要な機能等の調査

農業総合試験場と県内大学、スタートアップ企業等が共同研究を効率的に進めるために必要な支援体制やフィールドの活用方策などについて、国内外の先進事例や共同研究を実施する大学やスタートアップ企業等の要望を踏まえた今後の方向性を調査・分析する。

① 先進事例調査

産学官連携による研究開発や新技術の社会実装に向けた先進的な取組について国内外の事例の調査収集を行うこと。

② 産学官連携の支援体制・フィールド活用方策の検討

本県における産学官連携の研究開発を加速化させるために、求められる具体的な支援内容や研究開発設備等について、大学やスタートアップ企業等へのヒアリング調査などを行い、具体案の検討を行うこと。

県内5箇所の研究フィールド(長久手市、安城市、蒲郡市、豊田市、豊橋市)についての現状分析を行うとともに、新たな農業イノベーション創出を実現するための機能について、スタートアップ企業や大学等へのヒアリング調査などを行い、具体案の検討を行うこと。

(4) あいち農業イノベーション研究会(仮称)の開催・運営及び事業全体の推進体制の検討

調査内容を検証し、事業全体の方向性を定めるための研究会を開催する。

スタートアップ企業等とのマッチングや社会実装に向けたサポートなどを行うワーキンググループ等の推進体制を検討する。

① 研究会の開催、運営

研究会の開催、運営に係る業務を行うこと。

- ・研究会の設置に向けた関係者との連絡調整。
- ・研究会開催に係る関係者との連絡調整、事前準備(日程・会場の調整、資料作成等)。
- ・研究会の運營業務(資料配布、議事録作成等)
※対面会議、Web会議のいずれの場合であっても対応すること
- ・その他必要な業務。

② 事業推進体制の検討

農業イノベーションプロジェクトについて、2022年度以降の事業内容の提案を行うとともに、(3)の調査結果を踏まえた事業全体のロードマップ(案)

を作成すること。

(1) で調査する研究テーマに応じたワーキンググループの設置案（メンバー構成や取組の方向性等）の検討を行い、事業全体の推進に係る関係者の役割分担、今後の進め方等の方向性についての内容をとりまとめること。

(5) その他

ア (1) から (4) の業務の実施にあたっては、計画段階から県と随時打合せを行い、県の指示に従いながら実施すること。

イ (1) から (4) の業務において、外部講師への謝金や旅費の支払いが発生した場合は、適切かつ遅延なく執行すること。

ウ (1) から (4) に明記のない事項であっても、本事業の目的達成のために必要な事項については、県と協議の上、対応すること。

5 成果物

(1) 成果物

○成果報告書

4 業務内容で示す項目についての調査内容（手法、対象、分析結果等）とあわせ、2022 年度以降の事業推進に向けた考察・提言等を含めること。

○参考資料

- ・収集したデータ
- ・各種打ち合わせ記録
- ・ヒアリング記録
- ・本業務で使用した各種文書

○その他県と協議の上、県が指定するもの

(2) 納品方法

- ・成果物は、A 4 判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A 3 判の折込可）5 部とその内容を記録した電子媒体 2 部を提出すること。
- ・本業務における制作物については、その内容を記録した電子媒体 2 部を提出すること。

(3) 納期

契約期間内に提出すること。

(4) 納入場所

愛知県農業水産局農政部農業経営課

(5) その他

- ・受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一

切の手続きを行うこと。

- ・ 県から経過報告を求められたときは、資料等の提出に対応すること。

6 留意事項

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、調査内容全般を常に把握している専任の担当者置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、調査の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業は、特定の農林漁業者や企業、団体の利益追求のために実施するものではない。受託者は本事業の実施にあたり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。
- (3) 受託者は、本事業を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本事業の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏えいしてはならない。
- (4) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従うこと。
- (5) 事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な措置を講じること。なお、当該感染症の影響により予定する事業の実施が困難と見込まれた場合は、速やかに県に報告し、指示を仰ぐこと。